

冬休みの生活について

冬休みは、日本文化や伝統行事にふれる絶好の機会です。その反面、生活リズムの乱れや風紀面の乱れ、不慮の事故が発生しやすい時期でもあります。学校では集会や学活を通して、冬休みの過ごし方について指導しております。家庭でも、有意義な冬休みとなるよう、次のことに注して、お子様を見守って頂きますようお願い致します。

記

(1) 規則正しく、規律ある生活を

- ・冬休みの計画表に目を通していただき、自らの意志で責任ある活動をさせてください。
 - ・生活リズムを崩さないように、十分注意してください。
 - ・健康で安全に、事故なく過ごせるよう、十分注意してください。
 - ・スマートフォン、携帯電話、ゲーム機、パソコンなどの使用や、インターネット接続(LINE などの含むブログ・SNS・掲示板など)の管理は、保護者にあります。
- ※問題が起こった時には、保護者の管理責任が問われます。日頃の目配り、会話を大切にしてください。

(2) 計画的な学習を

- ・計画的で継続する学習習慣を身につけさせてください。
- ・課題など計画的に進め、3学期によいスタートができるようお願いします。

(3) 部活動への積極的な参加を

- ・欠席する場合は、必ず顧問の先生に連絡してください。
- ・交通ルールを守り、安全な登下校をさせてください。

(4) 様々な体験にチャレンジを

- ・地域の行事には進んで参加させ、地域の一員としての自覚を持たせてください。
- ・子どもとの対話を増やし、家族の時間を大切にしてください。

(5) 命を大切に安全な生活を

- ・ケガや事故に注意し、周りに迷惑をかけない生活が送れるように、ご指導お願いします。

(6) 冬休みのきまりと約束

1, 交通安全

- ・自転車に乗るときはヘルメットを着用し、交通ルールを守る。
- ・登下校時は、通学路を守る。

2, 部活動

- ・特別な理由がない限り参加する。
- ・欠席の場合は、必ず顧問の先生に連絡する。
- ・吹奏楽部・卓球部以外は、校舎内に入らない。ただし、雨天時は顧問の先生の指示に従う。

3, 遊技場(カラオケやゲームセンター等)への出入り

- ・遊技場への入場は、保護者同伴とする。ただし、保護者の責任のもと許可を得るとよい。
- ・カラオケ、ゲームセンターなどへの出入りは、保護者同伴のみとする。
(イオンモール加西北条店のゲームコーナーは、保護者同伴であっても午後6時以降の立ち入りは禁止となっています。)

4, 外出

- ・午後6時以降の外出は、保護者同伴以外は原則として禁止する。
- ・市外への外出は保護者同伴とする。ただし、隣接する市町は保護者の責任のもと許可を得る。

5, 外泊

- ・保護者同伴以外の外泊は原則しない。

6, その他

- ・法律に触れる行為は、一切しない。
- ・スマートフォン、ゲーム機、パソコンなどのインターネット接続(LINE などを含む)は、保護者の監督責任のもと行う。
- ・アルバイトはしない。
- ・お金の使い方(ゲームへの課金も含む)をよく考える。
- ・眼、歯、耳の治療は、休み中に済ませる。
- ・計画的で有意義な生活を送る。

(7) その他

① 触法行為の出やすい時期です。十分に気をつけてください。

② 生活の変化に注意してください。(こんな変化はありませんか?)

- 服装や持ち物・髪の毛の変化(見たこともない物、高価な物を持っている)
- 携帯電話やネットの使い方の変化(LINE・インターネット・オンラインゲーム 等)
- 交友関係の変化(外出先を言わない。誰と行くのか言わない等)
- 金銭の要求・使い方の変化(ゲームの課金も含む)
- 生活習慣の変化(昼夜逆転等)
- 部活動への参加の変化(無断欠席・家を出ても行っていない等)

③ 帰宅時間

自分がトラブルを起こさなくとも、不審者の被害に遭うこともあります。帰宅時間については家庭でよく話をしてください。

万一、被害にあった場合、警察に通報するとともに、学校にもご連絡ください。また、心配なことや困ったことがあれば、遠慮なく担任にご相談ください。